

令和7年度 第2回PFASに関する健康影響対策検討委員会 議事概要

1. 日 時 令和7年11月25日（火） 19:00～21:00
2. 場 所 沖縄県医師会館
3. 出席者（委員） 中村委員、池原委員、諸見里委員、金城委員、宮里委員、青木委員
(事務局) 保健医療介護部健康長寿課

4. 報告事項

- (1) 第1回検討委員会後の追加意見

5. 検討事項

- (1) 検討事項の整理について
- (2) PFAS専門家候補者からの意見聴取について
 - ・事務局から以下の各委員会の名簿を提示
環境省PFASに対する総合戦略検討専門家会議、
内閣府食品安全委員会有機フッ素化合物ワーキンググループ 等
- (3) 健康への影響を把握するための手法に関する事項について

6. 委員からの主な意見

(1) 第1回検討委員会後の追加意見

- 県外のPFAS専門家あるいは環境の専門家の意見聴取も必要と考える。可能であれば委員に加えることも検討して欲しい。
- 地域別のPFAS濃度は、透明性を確保しつつ、個人や特定の小地域が推測されない粒度や説明の仕方を工夫し、風評や差別が生じないよう配慮した形で公表することが望ましいと考える。
- リスクコミュニケーションの手段として、FAQ等の整備に加え、問い合わせ導線の改善としてチャットボット等の活用も選択肢となります。活用する場合は、人による監修・更新、回答範囲の明確化、問い合わせの有人対応への切り替えを前提に検討する必要がある。
- 血中濃度評価を実施する場合は、目的と対象を明確にし、公平性・透明性のある基準に基づいて対象範囲や実施手順を整理することが望ましいと考える。実施体制（費用負担、相談・説明体制、倫理面の手続き）を含めて検討することも重要。
- 健康への影響を把握するために活用できる既存の資料・統計等に関する事項について、これまでエビデンスがあるとされている項目を中心に他県で活用している健診・検査の項目と大きく変わらない方がよい。示し方については、二次医療圏毎がよいのではないか。

- ばく露状況を個人レベルで知りたいのであれば血液検査がよいかと思うが、その後のフォローワー体制が整っていない状況で、一般住民を対象としてスタートするのは混乱が生じないか懸念される。
- 健康影響への県民の不安に対応するためには、基準値等の情報を正しく理解してもらうための情報発信を行うという方針がよい。P F A Sの基準値については何を意味しているかをきちんと情報発信することが大切である。
- 血中濃度検査を行う場合、追跡して健康影響を評価できるように、診療情報や健診データ等の利用等にも同意いただけるのであれば意義はある。
- この検討会の目指すところを考えると、P F A Sや環境の専門家からの意見聴取も大事だが、リスクコミュニケーションの専門家からの意見聴取も重要な視点だと考える。

(2) 検討事項の整理について

- 住民の不安軽減を目的とする場合、フォローアップ体制を前提に、費用負担や検査・情報提供がもたらし得る身体的・心理的・社会的影響も含め、対象（優先順位）と進め方を事前に明確化する必要がある。
- 今回、検討を進めていく様々な面で、専門家が一方的に全てを決めていくのではなく、きちんと当事者の声を聞き入れ、場合によってはこの委員会に入ってもらってもいいと思う。当事者を中心とした市民参画というのは時代の流れだと思う。
- 分かっていること／分かっていないこと、県として講じている対策、今後検討する事項を整理して示すことを通じて、住民の知りたい気持ちや不安に向き合うことにつながる。
- 検査結果の可能性を理解した上で、悪い結果が出るかもしれないが、それでもやっぱり知りたいと思うのかを確認する必要がある。そこがとても大事だと思う。
- 検査の希望者には検査を受けていただきたいと思うが、やはり基準値や参考値がはっきりしていないということが一番の問題である。
- 既存のデータは限られたサンプリングに基づいた結果であり、その集団全体を代表していないこともある。どの様に見るかによって差があるよう感じたりするので、きちんと精査して、皆さんに知りていただけるような情報提供をしなければならない。
検査についても、決まった基準値等はないが、様々な機関や研究施設が出しているデータをどのように解釈して提示するかが大切である。しかし、通常、検査は疾患の発症リスク等の基準値とセットでないと意味がない。
- 公衆衛生上の問題を調べることと、個人のばく露については、別に考えていく必要があると思う。

(3) P F A S 専門家候補者からの意見聴取について

- この委員会にP F A Sの専門家がいる方が議論も進むと思う。
- 他の環境有害物質等と比較して、相対的にどの程度の深刻さなのか、どの程度の健康影響が予測され、どこまで介入する必要があるのか等について、話ができる方がよいと思う。

(4) 健康への影響を把握するための手法に関する事項について

- 健康影響を評価する場合は、既存文献で関連が示唆される領域を 2~3 点に絞り（例：免疫関連指標、脂質関連指標等）、目的・評価項目・対象を明確化したうえで、疫学的に妥当な手法で実施することが考えられる。実施にあたっては交絡因子（基礎疾患、生活習慣等）の把握、説明・同意、個人情報保護、相談体制等を含め、必要な倫理面の手続きを行う必要がある。また、実施主体（大学・公的研究機関等）や追跡期間（短期～長期）についても、実現可能性を踏まえて検討する。
- 人体への影響を評価するのであれば、信頼できる結果を得るため、適切な研究デザインと疫学的手法に基づく実施が必要である。誤解や過度な不安を招かないよう、限界や不確実性も含めて、信頼できる方法で評価・説明する必要がある。
- 研究の体制で実施する方が、かなり厳しく審査され仮説をきちんとチェックされるので、実施体制としては安全である。
- 特定の職業や地域においてばく露の可能性が相対的に高いことが示唆された場合には、風評被害等の社会的影響が生じる可能性も考慮する必要がある。そのため、個人および集団のプライバシー保護や不利益の予防に配慮しつつ、調査や研究という枠組みを用いて、生じ得る影響や対策を倫理的観点から事前に検討する機会を設けることが重要である。
- 研究ベースでも、県が主体で血液検査を行う場合にしても、おそらく県民の不安軽減にはあまり繋がらないと思う。浄水場のろ過装置を新しくするなど、水道水のP F A Sの濃度が下がったということの方が住民も安心できるのではないかと思われ、そのような環境整備を進めることができることだと思う。
- 研究として実施する場合に限らず、ばく露の可能性が相対的に高いと考えられる対象を含めて検討する場合には、目的や対象範囲を明確にしたうえで、計画立案や解析について専門家の助言を得ながら進めることが重要である。あわせて、個人情報の取扱いや説明・同意の在り方を含め、倫理的観点からの確認を行うことで、結果の解釈や共有における誤解や不安を最小化しつつ、調査事業として実施する可能性について検討することが考えられる。
- 全て整理した上での倫理評価はやらなければいけない。
- 個人情報や検体等を扱う場合は、目的に応じて、説明・同意や個人情報保護等

の手続きを整え、適切な第三者確認（倫理審査等を含む）を行うことが望ましい。

7. その他

- 第1回検討委員会の内容について、「遺伝カウンセリング」という言葉が出ているが、あくまでも例えである。事前にきちんとした説明が必要であるということが発言の趣旨である。